

【ABC 消費者情報 Vol. 231】

◎強引な海産物の電話勧誘にご注意

特に年末年始にかけて、強引な海産物の電話勧誘に関するご相談が寄せられます。

- ・自宅に海産物の購入を勧める電話があり、断ってもしつこく勧誘された。
- ・一人暮らしの高齢の親が海産物の電話勧誘を受け、断ったのに海産物と請求書が送られてきた。

○アドバイス

- ・断ったにもかかわらず一方的に送り付けられた商品については代金を支払う必要はありません。送り主の名称や所在地を控えたうえで受取拒否しましょう。
- ・電話勧誘販売の場合、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは消費生活センターにご相談ください。

【重要】

このABC消費者情報メールマガジンは令和7年3月末に終了します。

「鹿児島市LINE公式アカウント」で消費者トラブル情報を配信していますので、受信を希望される方は「鹿児島市LINE公式アカウント」を友だち登録後、「受信設定」→「消費者トラブル情報」から受信設定をお願いします。

<https://page.line.me/440erddv?openQrModal=true>

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

[Tel:188](tel:188)

■バックナンバーはこちら

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話 099-808-7512